

2024年（令和6年）国民スポーツ大会

SAGA2024有田町実行委員会
第2回競技式典専門委員会

**SAGA
2024**

国スポ・全障スポ

新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時 令和4年 3月25日（金）14時00分

会場 有田町生涯学習センター南館1階 講習室

SAGA2024有田町実行委員会

第2回競技式典専門委員会 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

4 審議事項

第1号議案 SAGA2024有田町リハーサル大会実施計画（案）について

第2号議案 SAGA2024有田町競技用具整備要項（案）について

第3号議案 SAGA2024有田町競技施設整備要項（案）について

5 その他

6 閉 会

SAGA2024有田町リハーサル大会開催実施計画(案)

1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」(以下「国スポ」という。)の開催に向け、「SAGA2024国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」に基づき、競技会運営能力の向上と町民の国スポや競技に対する関心を高め、また理解を深めるため、競技団体及び関係機関と連携して競技別リハーサル大会(以下「大会」という。)を開催する。

2 大会の運営

大会の運営は、原則として国スポに準じて実施するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、創意工夫をこらして、質の高い効率的な大会運営に努める。

3 内容

(1) 実施本部の設置

大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

(2) 大会運営物品

ア 大会運営に必要な物品は既存物品を活用することとし、不足する場合は借用での対応を基本とする。

イ 物品を新たに購入する場合は、国スポでの使用を考慮し、必要最小限とする。

(3) 競技運営

ア 競技運営の主管は県競技団体とするが、SAGA2024有田町実行委員会との密接な連携のもとに合理的、効率的に行う。

イ 競技役員等の編成は原則として国スポに準じて行うが、競技団体等の実情に応じた編成とする。

ウ 競技記録の収集及び速報は競技団体と連携し、迅速かつ正確な記録の収集、速報に努める。

(4) 施設

大会で使用する施設は、国スポで使用する会場を充てることを原則とし、できる限り国スポと同じ条件により行う。

また、大会運営に必要な仮設施設は競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ整備し、円滑な競技運営を行う。

(5) 式典

ア 表彰式は競技団体と十分に協議のうえ、実施する。

イ 式典で使用する音楽はCD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

(6) 宿泊・医事・衛生

ア 宿泊

大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、関係機関等の協力を得て、快適な宿泊環境の提供に努める。

イ 医事・衛生

大会参加者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が十分な活躍と観覧ができるよう、関係機関等の協力を得て医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

(7) 輸送

大会参加者等の交通については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、競技の特殊性及び競技会場・宿泊施設間の公共交通機関の状況等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。

(8) 広報・町民運動

国スポ開催に対する町民の理解を深め、町民総参加の実りある大会を実現するため、各種広報活動及び町民運動を展開する。

(9) 消防・警備

雑踏事故、火災及びその他の災害・事故等を未然に防止するため、消防防災・警備と連携し万全を期す。

(10) 観光・接伴

大会参加者等を温かく迎えるため、必要に応じて各競技会場等に歓迎装飾や案内所、休憩所を設置する。また、関係機関等の協力を得て、必要に応じて各競技会場に売店等を設置する。

4 その他

この計画に定めるもののほか、大会開催に必要な事項は、各種基本計画に準じて実施する。

SAGA2024有田町競技用具整備要項(案)

1 趣旨

この要項は、SAGA2024有田町施設整備基本計画に基づき、有田町で開催される第78回国民スポーツ大会及び競技別リハーサル大会(以下「国スポ等」という。)の運営を円滑に行うため、競技用具の整備について必要な事項を定める。

2 競技用具の種類

種別		内容	例示
競技用	備品	競技を実施するために必要な備品 (施設に付帯するものは除く)	バー、ウエイト一式、 塁ベース等
	消耗品	競技を実施するために必要な消耗品	試合球、ゼッケン等
運営用	備品	競技を実施するために必要な備品 (施設に付帯するものは除く)	テント、机、椅子、 パソコン、モニター等
	消耗品	競技を実施するために必要な消耗品	事務用品、記録用紙等

3 規格及び数量の決定

競技用具の規格及び数量については、県、競技団体等と十分協議し、決定する。

4 競技用具の整備

- (1) 競技用具については、競技会場等の施設管理者が所有しているものを原則として活用する。
- (2) 国スポ等終了後において継続的な利用がないものについては、県その他の自治体、競技団体、業者等から借用する。
- (3) 上記(1)、(2)により整備してもなお不足する場合は、施設管理者と協議のうえ、必要とするものを購入する。
- (4) ルール等の改正により規格等が変更になった場合には、競技団体と協議のうえ、必要最小限の整備を行う。

5 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具の整備に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

SAGA2024有田町競技施設整備要項(案)

1 趣 旨

この要項は、SAGA2024有田町競技運営基本計画に基づき、有田町で開催される第78回国民スポーツ大会及び競技別リハーサル大会(以下「大会」という。)の運営を円滑に行うため、競技施設の整備について必要な事項を定める。

2 競技施設

- (1) 競技施設は、競技会場及び練習会場とする。
- (2) 臨時仮設物(付帯設備含む。)は、概ね次のとおりとする。
テント、仮設トイレ、電気設備、放送設備、通信設備、給排水設備

3 臨時仮設物の整備場所

臨時仮設物の整備場所は、競技会場、練習会場その他必要と認める場所とする。

4 施設の管理

大会期間中は、各施設に必要な人員を配置して、施設管理者と連携しながら適正な保守及び安全管理を行う。

5 臨時仮設物の設営及び撤去

- (1) 臨時仮設物の設営及び撤去は、委託業者等により行う。
- (2) 臨時仮設物の設営は、各施設の状況を勘案し、競技開始の前日までに完了するものとする
- (3) 臨時仮設物の撤去は、競技会終了後速やかに行い、会場等を原状に復旧するとともに、清掃を徹底し、借用物品については、借用先に確実に返却する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、施設整備に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

SAGA2024有田町競技会運営基本計画

1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」（以下、「SAGA2024」という。）において本町で開催される競技会については、参加する選手がその能力を十分発揮できるよう、「SAGA2024有田町開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、円滑かつ効率的に運営を図る。

2 内容

(1) 競技会の運営

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携を図り、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、町民参加を含む幅広い体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

県、競技団体等と十分協議のうえ、適正な配置を行う。

(3) 競技用具の整備

現有する競技用具を可能な限り活用し、競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

(4) 記録

県、競技団体、関係機関等と連携を図りながら、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

(5) リハーサル大会

競技会運営能力の向上を図るとともに、SAGA2024に対する町民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

SAGA2024有田町式典基本計画

1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」の有田町で開催する式典については、佐賀県の「SAGA2024式典基本方針」及び「SAGA2024有田町開催推進総合計画」に基づき、大会参加者への歓迎、賞賛を表すものとし、簡素な装飾や演出に努めることを基本とするとともに、創意工夫を凝らし、温かみのある式典の運営を図ることとする。

2 内容

(1) 式典の種類

式典の種類は、開始式、表彰式、炬火イベントとする。

(2) 開始式

開始式を実施する場合は、選手等の負担とならないよう配慮するとともに、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

(3) 表彰式

表彰式は、競技団体及び関係機関等と協議し、選手の健闘をたたえる式典となるよう努める。

(4) 炬火イベント

炬火イベントは、大会の開催機運を高めるため、本町の特色を活かし、町民が親しみを持てるよう、創意と工夫を凝らして実施する。

(5) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努める。

SAGA2024有田町施設整備基本計画

1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」における競技施設の整備については、「SAGA2024有田町開催推進総合計画」に基づき、既存施設の有効活用を図るとともに、SAGA2024開催後の町民利用に配慮し、競技運営に支障がないよう整備を行う。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技運営に支障がないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、できる限り既存施設を有効活用し、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2) 練習会場の整備

県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、既存施設を有効活用し、現状での利用を基本とする。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、設置する。